

平成30年8月吉日

お客さま各位

現金を原資とした外国送金取引の受付終了について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行は、「外国為替および外国貿易法」に基づき、お客さまの外国為替取引の内容を確認させていただいておりますが、国際社会の要請およびお客さまのお取引の安全を確保することを目的として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」を強化することといたしました。

つきましては、下記に該当する外国送金取引の受付を終了させていただきまので、お知らせいたします。外国送金を行われるお客さまにおかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【受付を終了する外国送金取引】

1. 現金（円貨現金・外貨現金）を原資とする外国仕向送金のお取引
2. 弊行口座を保有されていないお客さまの外国仕向送金のお取引

なお、弊行口座からのお支払（お振替え）による外国仕向送金のお取引につきましては、「外国為替および外国貿易法」に基づき、弊行所定の確認手続きが必要となります。

お取引の内容によって、確認書類をご提示いただく場合や、その内容を確認させていただいた結果によっては、弊行の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございます。お客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は足利銀行の窓口までご照会ください。

以上